

2011 年度

公益財団法人似鳥国際奨学財団留学生奨学生一般募集要項

1. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、世界各国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、2011年4月1日現在で28歳以下の者
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) 日本語による意思伝達が十分に可能である者
- (6) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会（年2回を予定）に出席できる者
- (8) 似鳥国際奨学財団からの奨学金の受給期間、他の奨学金や留学生対象の研究助成金を受ける予定の無い者（当財団は、他の奨学金との重複受給を認めませんので予めご了承ください）

2. 対象学年

学部学生 : 2011年4月に3年次生又は4年次生に正規生として在学する者。

大学院学生 : 2011年4月に修士1年生又は修士2年生に正規生として在学する者。

ただし、学部学生、大学院学生ともに、年齢は28歳以下（2011年4月1日現在）であること。また、所定の必要最少限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

3. 奨学金（2010年12月1日改定）

学部学生 月額6万円

大学院学生 月額8万円

既に2010年10月15日～11月30日までに応募エントリーした学生が奨学生として合格する場合も、上記改定後の奨学金を適用する。

4. 奨学金支給期間

原則として、2011年4月から、在学課程最終年度まで。最長2年間。

（但し留年は認めない）

5. 人数

約150名

6. 受付期間（2010年12月1日改定）

2010年10月15日～2010年12月30日迄（但し、応募多数の場合、期間中であっても受付を締め切ることもある。）

## 7. 一般応募の手続き

HP内→奨学生募集→2011年度奨学金応募エントリーから情報登録にて応募  
(応募段階での書類提出はありません)

※ 入力項目審査及びWEB試験選考終了後、2011年1月に一次面接を実施。  
面接時に以下の書類を提出とする。

- (1) 応募書類チェックリスト
- (2) 写真(縦5センチ×横4センチ 上半身の写真 裏面に氏名記入)
- (3) 応募エントリー補足書
- (4) 在学証明書(大学院入学予定者は、合格通知(入学許可書)の写し)
- (5) 外国人登録証明書の写し(住所、氏名、在留資格の確認)
- (6) 成績証明書
- (7) 推薦書(学部長又は指導教員によるもの)用紙は、A4サイズで1ページ
- (8) 両親所得証明書
- (9) 本人の前年度所得証明書(居住地の地方公共団体発行)及び本年度アルバイト給与明細
- (10) 賃貸証明書(家賃を証明するもの)
- (11) 日本留学試験の成績通知書のコピー又は日本語能力試験1級成績証明書のコピー

## 8. 選考及び決定

書類、WEB試験及び面接、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、代表理事が奨学生を決定する。採用決定者については、4月上旬頃に大学及び本人に通知する。(予定)

## 9. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。又、悪質な場合は返還を求めることがある。

- (1) 一ヶ月以上病気等により長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (6) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (7) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (8) 無断で奨学生交流会を欠席したとき
- (9) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (10) 留学生として資格を失ったとき
- (11) 一時帰国、転居等による所在不明、連絡不能になったとき
- (12) 他の奨学金を重複受給したとき
- (13) 指導教官から就学または研究の継続が不適格と認められたとき
- (14) 倫理に反する行為が認められたとき
- (15) 正規の就職が決まったとき
- (16) 当財団が奨学金の支給の継続を不相当と認めたとき

\*上記の件が発生した場合は、奨学生は財団へ報告義務がある。

## 10. 奨学金の重複受給

当財団では、他の奨学金の重複受給を認めていない。奨学生が他の奨学金に合格した場合は、似鳥国際奨学財団に2週間以内に連絡し、似鳥国際奨学財団を辞退して、重複している期間の奨学金全額を、他の奨学金の初回受領後1ヶ月以内に似鳥国際奨学財団へ戻し入れ（返金）しなければならない。

## 11. 奨学金の支給開始

奨学金は、奨学生が財団に以下の2つの書類を提出した後に支給を開始する。

- ① 2011年4月の日付で発行された大学の在学証明書
- ② 奨学金振込先の銀行口座のｺｰﾄﾞ

## 12. 報告書の提出

奨学生は、代表理事から要求があったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

## 13. 個人情報の管理について

似鳥国際奨学財団は、個人情報を法令に従って安全かつ適切に取扱います。

申込書類にご記入いただく個人情報は選考の目的にのみ使用いたします。合格者については、申込書類を財団にて保管し、卒業後のネットワーク事業の基本情報として活用します。合格者リストは、応募者の所属する大学や、似鳥国際奨学財団の関係者他にも送付しますので、あらかじめご了承ください。

似鳥国際奨学財団の奨学生の氏名、国籍、性別、在籍大学、研究分野を掲載した奨学生リストを似鳥国際奨学財団のホームページで公開します。

## 14. 注意事項

この募集要項について、不明の点があれば、下記財団事務局まで問い合わせてください。

### 問い合わせ先・応募先

公益財団法人 似鳥国際奨学財団 東京事務所（担当：石田）

〒115-0043 東京都北区神谷3丁目6番20号 (株)ニトリホールディングス東京本部内

TEL 03-3903-3591 FAX 03-6741-1281